

令和4年3月

職員各位

社会福祉法人共働福祉会
理事長 松山 健

福祉・介護職員処遇改善手当について

●制度概要について

厚生労働省が平成24年度から創設した福祉・介護職員処遇改善加算制度に基づき受給する加算給付金が原資であり、直接処遇職員に対し支給する手当である

対象外：①直接処遇職員として登録がない職員

管理者・サービス管理責任者・相談員・事務員・調理員・運転手など

②社会保険に加入していない有期雇用職員

※ただし一部例外あり

●受給区分 加算（I）

●当法人における支給に関して（令和4年度）

- ①正規雇用職員 処遇改善手当 11,000円/月
- ②正規雇用職員 処遇改善一時金 0.5ヶ月分（3月）
- ③有期雇用職員 処遇改善一時金 0.5ヶ月分（3月）
- ④有期雇用職員 一時金 2.0ヶ月分（6月…0.8ヶ月 12月…1.2ヶ月）
- ⑤正規雇用職員 令和4年4月 基本給昇給に伴う令和4年度増加分
（昇給に伴い増加する賞与も含む）
- ⑥有期雇用職員 令和4年4月 時間給増に伴う令和4年度増加分

※⑥のみ社会保険未加入者も該当とする

●支給額の調整について

上記の支給額は令和4年度当初予算より支給額を定めたものである。

よって見込み額によっては、支給額の調整を行うことがある。

以上